

資料 7

帯広市災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日  
条 例 第 2 号

改正の沿革 平成 8 年条例第 21 号、平成 25 年条例第 6 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、帯広災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(組 織)

第 3 条 本部に部、部に班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が定める。

3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長及び班長は、担当の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。